

令和3年1月26日

オープンカウンタ公告

1 オープンカウンタ番号及び件名

番号：030126

件名：令和3～5年度広島職業能力開発促進センターレンタルマット交換業務 一式

2 仕様書の設置場所・交付方法

仕様書等は、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構広島支部総務課内に設置することとし、閲覧を行う。

また、電子メールにて仕様書の送付を希望する場合は、**会社名、担当者名及び電話番号を記入の上、hiroshima-keiri@jeed.or.jp**あて送信すること。

※ 電子メールの件名は『1月26日付公告オープンカウンタ番号030126の仕様書送付依頼』とすること。

3 オープンカウンタ方式の競争参加資格

オープンカウンタ方式に参加し、見積書を提出できる者は、次に掲げる事項を全て満たす者とする。

イ 見積書提出期限の日現在において、令和1・2・3年度各省各庁における物品の製造・販売等に係る競争契約の参加資格（以下「全省庁統一資格」という。）の「役務の提供等」で営業目録「賃貸借」、「建物管理等各種保守管理」または「その他」の「A」、「B」、「C」又は「D」等級に格付けされている者であること。

ロ オープンカウンタ方式参加心得書に記載する内容を遵守する者であること。

ハ 見積書提出期限の日現在において、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構より競争参加資格の停止措置を受けている者でないこと。

ニ 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の定める「反社会的勢力への対応に関する規程」第2条に規定する暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、その他暴力、威力及び詐欺的手法を用いて経済的利益を得ようとする集団又は個人に該当する者でないこと。

ホ 見積書提出期限の日現在において、労働基準法（昭和22年法律第49号）及び労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他の労働関係法令に違反したことにより監督官庁から過去3か月以内に処分を受けた者、同法令違反容疑で有罪判決を宣告され刑の執行中（執行猶予の場合は執行猶予期間中）の者、又は同法令違反容疑で逮捕勾留、書類送検若しくは起訴されている者でないこと。

ヘ 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構会計規程に従い、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構広島支部契約担当役が案件ごとに定める資格を有する者であること。

4 仕様説明会の有無 無

5 仕様書等に対する質問

(1) この仕様書等に対する質問がある場合においては、次に従い、書面（様式は自由）により提出すること。

①受領期間 本入札公告の日から令和3年2月1日（月）16時00分まで。

持参する場合は、上記期間の土日祝日を除く毎日、午前10時から正午まで及び午後1時から午後4時まで。

②提出場所 下記6に同じ

③提出方法 書面は持参し、または郵送（書留郵便等発送履歴が残る方法）、ファックス又は電子メールにより提出すること。（上記①の期間内に必着のこと。）

※ファックス又は電子メールにより送信する場合は、送信後、必ず下記11で指定した場所に電話し、受信を確認すること。

※ファックス又は電子メールの件名は『レンタルマット交換業務に係る質問』とすること。

(2) 上記(1)の質問に対する回答書は、下記11の担当から電子メールまたはファックスにより入札説明書受領者全員に回答する。

①回答予定日時 令和3年2月5日（金）を予定

(3) 見積書提出後、不明の点があったことを理由として異議を申し立てることはできない。

6 見積書提出期限及び提出場所等

提出期限 令和3年2月10日（水）16時まで

提出場所等 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構広島支部総務課に提出すること。

なお、見積書の郵送による提出を認めるが、郵送する場合は、下記11あてに書留郵便等で送付するものとする。

また、封筒の表面に「令和3年1月26日付オープンカウンタ公告 件名：令和3～5年度広島職業能力開発促進センターレンタルマット交換業務 一式」及び「会社名」を記入すること。

ただし、その受領期限は上記と同じとし、同時刻までに到着しないものは無効とする。

見積書の様式 見積書は、自社の見積書（任意様式）によることとする。なお、見積書には以下の事項を必ず記載すること。

(1) 調達件名

(2) 日付

(3) 金額（税抜金額）

(4) 金額の内訳（項目が多く見積書に記載できない場合は、別紙として添付）

※ 見積書の日付は、提出日（公告期間中であること）とすること。

※ 見積書には、必ず全省庁統一資格の審査結果通知書の写し及び誓約書を添付すること。

7 見積書の開披日時及び場所

日時 令和3年2月12日（金）13時以降

場所 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構広島支部総務課

8 契約書等の提出の有無 有

9 見積結果の公表場所

見積結果は、契約締結後、次の場所において閲覧に供する。

場所：独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構広島支部総務課

10 契約予定者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって見積した者を契約予定者として決定する。

11 問い合わせ先

〒730-0825 広島県広島市中区光南5-2-65

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構広島支部総務課経理係

TEL 082-245-0267 FAX 082-243-0838

誓約書

令和 年 月 日

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 広島支部
契約担当役 支部長 小竹 昌弘 殿

(住 所)

(商号又は名称)

(代表者氏名)

印

「令和3～5年度広島職業能力開発促進センターレンタルマット交換業務 一式」に参加するに当たって、下記のとおり誓約します。

記

- 1 弊社は本件仕様書及びオープンカウンタ心得書について十分に理解した上で参加しており、貴殿と綿密な調整を行いながら、万全の体制での業務実施ができることから、確実に履行できること。
- 2 当誓約書の作成日現在において、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の競争参加資格の停止を受けていないこと。
- 3 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の定める「反社会的勢力への対応に関する規程」第2条に規定する暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、その他暴力、威力及び詐欺的手法を用いて経済的利益を得ようとする集団又は個人に該当する者でないこと。
- 4 契約成立後に、競争参加資格がないことが判明する等の理由で、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が見積を無効と判断した場合、契約が解除となることを承知したうえで参加したこと。
- 5 当誓約書の作成日現在において、労働基準法（昭和22年法律第49号）及び労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他の労働関係法令に違反したことにより監督官庁から過去3か月以内に処分を受けた者、同法令違反容疑で有罪判決を宣告され刑の執行中（執行猶予の場合は執行猶予期間中）の者、又は同法令違反容疑で逮捕勾留、書類送検、若しくは起訴されている者でないこと